令和３年７月

「いじめの重大事態」の再発防止に向けた取組

奈良学園中学校・高等学校

１　生徒指導体制の見直し

生徒指導に係る事象が多様化・複雑化していることに対応するため、生徒指導委員会（中学・高校教頭、各学年主任、当該担任、生徒指導部員、特別支援教育コーディネーター）を設置し、指導方針や指導計画・内容を多面的に協議できるようにした。

２　「いじめ防止基本方針」の改訂

いじめの防止、早期発見、早期対応のために、これまでの「いじめ基本方針」を基に、より詳細に対応策を記載した。また、いじめ重大事態への対応についても法的根拠を記載するなど、内容を充実させた。

３　生徒指導情報共有システムの導入

生徒指導情報共有システムを導入して、生徒の様子の変化等について気づいた内容を「気づきシート」に入力することで教職員間での情報共有を図り、生徒の継続的な指導及び見守りの一助としている。

４　教育相談及び特別支援教育体制の強化

スクールカウンセラーの配置を週１日から２日へ増やすとともに、教育相談コーディネーターを増員、特別支援教育コーディネーターを新設し、その役割を明確化することにより、多様な生徒に対するきめ細やかな対応と教員間連携をより密にするようにした。また、生徒の困り感を学校として情報共有し対応するように努めている。

５　いじめに対応するための教員研修の実施

いじめ問題への教員の対応力を高めるために研修を実施。「心の教育」、「いのちの教育」の視点で自他を尊重することの重要性を根底に、人権・道徳教育を核とした教育実践のあり方を考える。また、各事象に対しては、学校全体で情報共有し、取り組むことが重要であることを認識して対応するよう努めている。

６　「いじめのアンケート」の実施回数を年３回実施

実施回数を年２回から年３回に増やして各学期に実施し、早期発見・早期対応に努める。アンケートの記載内容に応じて個別面談をとおして、事情確認を行う。また、その内容をいじめ問題対策委員会で情報を共有し、見守りや継続指導などの対応や指導方針を協議する。

７　「サイバー犯罪防止教室」の実施

全国的にインターネットやＳＮＳ等を介した誹謗・中傷などのいじめ事象が増えている状況を踏まえ、中学１年生、高校入学生を対象に「サイバー犯罪防止教室」を実施。各々が被害者にも加害者にもなりうる危険性について知り、人としてのあり方を考える機会とする。

以上